

引きもとすため、事務局は左の如き構成による常設経済團體會議を設置すべし。

目的

- (1) 地方経済再建先負のための具体的計画立案本部たらしむ
- (2) 本會議の決定事項は縣會に提出す
- (3) 本會議決定事項が、三度縣會に提出されたときは可決すべき義務を負ふ
- (4) 本會議は縣經濟行政を監視す

性質—本會議は縣知事の諮問機關たること

構成

- (1) 職員を三十名とす
- (2) 學者、専門家、労働者、農民及び地主資本家より知事の任命したるもの、但し全員の三分の一をこゆるを待す

(1) 労働組合、農民組合、技術者團體、資本家地主團體各種
 同業組合、商工團體、産業組合より互選したるもの（総
 員の三分の二とす）

機関

- (1) 本會議委員の任期を四年とす
- (2) 特別委員會の制度を認める
- (3) 部門を會社專業委員會、産業労働委員會、農業委員會、
 土木專業委員會、公益專業委員會にわかつことを待
 埋田—地方在任民の願意に據する地方經濟行政を實施せしむ
 るにあり。

三、規約改正の件

別紙の通り

可決

堀口 專 正 説明

四、小作法制定要求の件

馬竹 豊次郎 説明